

諏訪市屋外広告物条例の概要

諏 訪 市

目 次

| | ページ |
|-----------------|-----|
| 諏訪市屋外広告物条例制定の趣旨 | 1 |
| 1 屋外広告物とは | 2、3 |
| 2 禁止物件 | 4 |
| 3 禁止広告物 | 5 |
| 4 禁止地域 | 6 |
| 5 許可地域 | 7 |
| 6 許可申請・許可基準 | 8、9 |
| 7 屋外広告物許可手数料 | 10 |
| 8 屋外広告物住民協定 | 11 |
| 9 その他 | 12 |

諏訪市屋外広告物条例の趣旨

屋外広告物は、商品やサービスの情報提供や案内誘導など、私たちに必要な情報を与えたり伝達したりするだけではなく、街を活気づける役割も果たしています。

しかし、その反面、屋外広告物が無秩序に表示や設置されることにより、景観が損なわれ、見通しが悪くなります。また、適切な設置や管理を怠ると倒壊や落下により歩行者等の公衆に対して危害を及ぼすおそれもあります。

この条例は、こうした屋外広告物の表示や設置に必要な規制を設けることにより、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的として策定しました。

また、諏訪の良好な景観の保全や誘導を行う景観計画・景観条例を補助するために、本市の特性をふまえた独自の屋外広告物の表示や設置の規制を定め、景観を阻害する看板を改善し、諏訪らしい良好な景観への誘導を図ろうとするものです。

- ・ 周囲の山々の眺望の保全 ----- 高く大きすぎるものを規制
(屋上広告物、地上広告物)
- ・ 田園地域の風景の保全 ----- 景色に割り込むものを制限
(野立て看板)
- ・ 自然や周辺との調和 ----- 周辺と調和しないものを規制
(色彩、規模)
- ・ 歴史、文化との調和 ----- 歴史的景観等との調和へ誘導

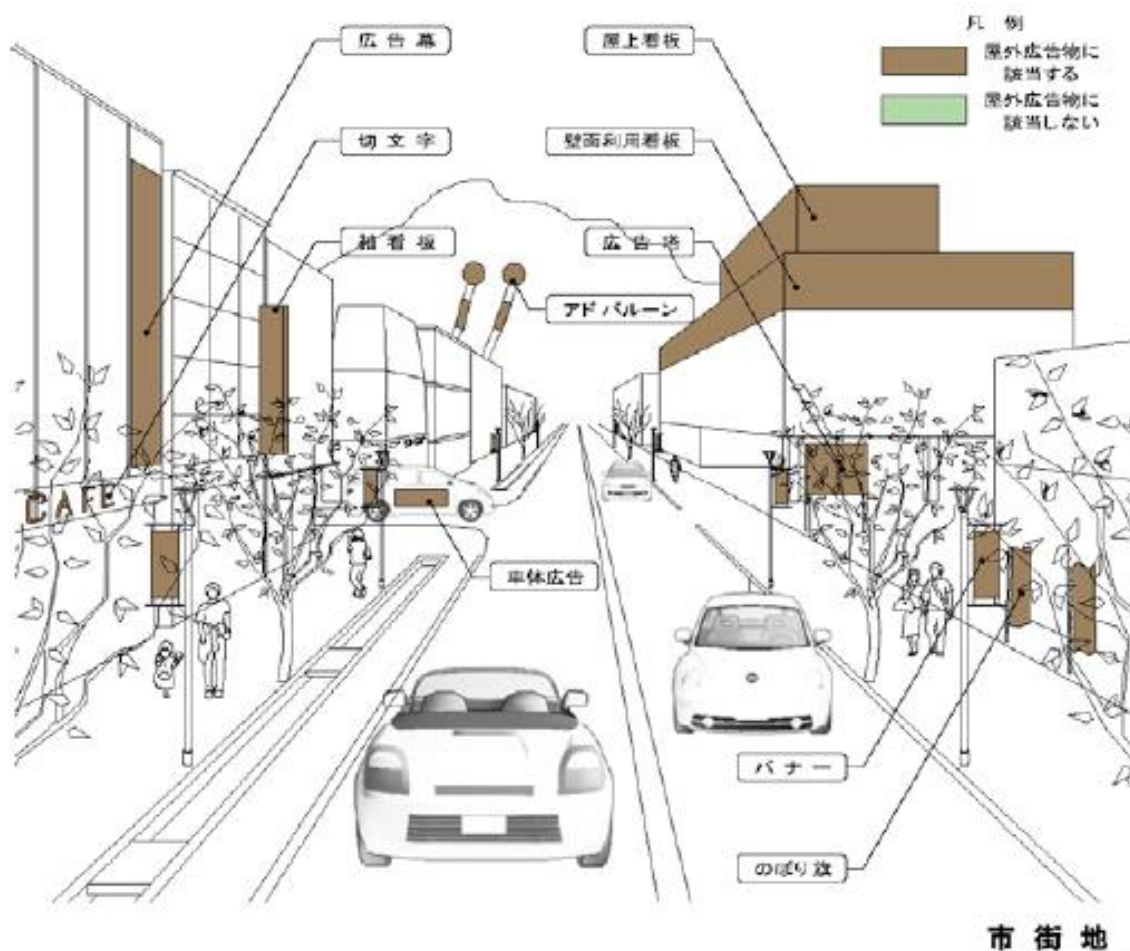
屋外広告物とは

※長野県「屋外広告物のしおり」より抜粋

一般的に次の4つの要件全てを満たすものを屋外広告物と定義しています。

- (1) 常時または一定の期間継続して表示されるものであること
- (2) 屋外で表示されるものであること
- (3) 公衆に表示されるものであること
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類する物であること

例えば、街頭などで配布されるチラシは(1)の要件から外れるため、屋外広告物には該当しませんが、建築物に貼り付けるなどで、定着性を有した時点で、該当することになります。ただし、窓ガラスの内側から屋外に向けて貼り付けられたものは、(2)の要件から外れるため、屋外広告物には該当しないことになります。具体的には、次のようなものが屋外広告物に該当します。

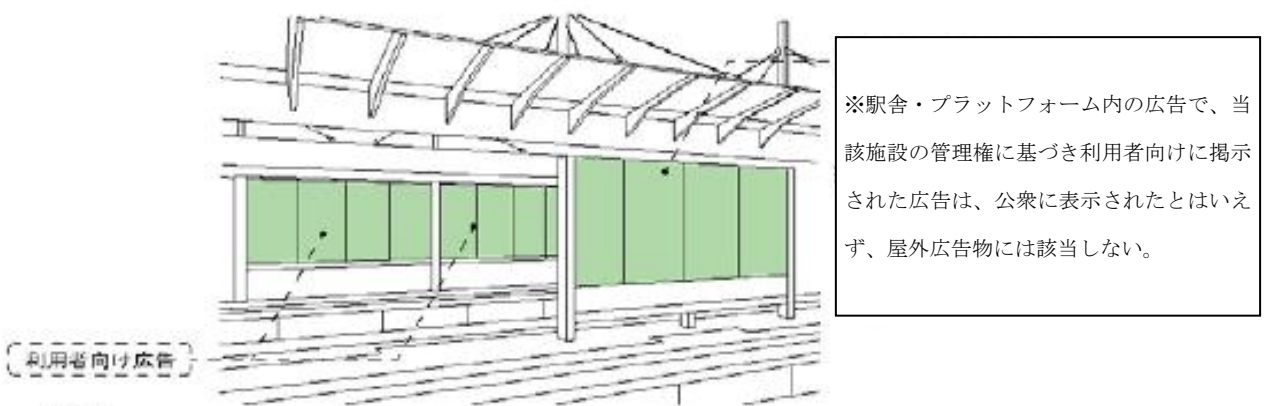




ガソリンスタンド



商店街



駅舎・ホーム

- 凡例
- 屋外広告物に該当する
 - 屋外広告物に該当しない

※ 屋外広告物に該当しない広告物には屋外広告物条例による規制が及びません

禁止物件

次に掲げる物件には、屋外広告物を表示や設置できません。

- ◆ 橋りょう、高架構造物及び分離帯、トンネル
- ◆ 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止
※（ガードレール・転落防止柵・金網）
- ◆ 銅像、記念碑
- ◆ 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- ◆ 信号機、道路標識、道路交通情報の管理施設、カーブミラー
- ◆ 電柱、街路灯柱
- ◆ 公衆電話ボックス、公衆トイレ、路上変電塔、郵便ポスト等
- ◆ 景観重要建造物、景観重要樹木等
- ◆ 送電塔、送受信塔、ガスタンク、貯水塔
- ◆ パーキングチケット発給設備

【解説】

屋外広告物を表示や設置できない物件を定めています。

なお、この禁止物件は、長野県条例に定めている禁止物件と同一の内容となっています。



禁止広告物

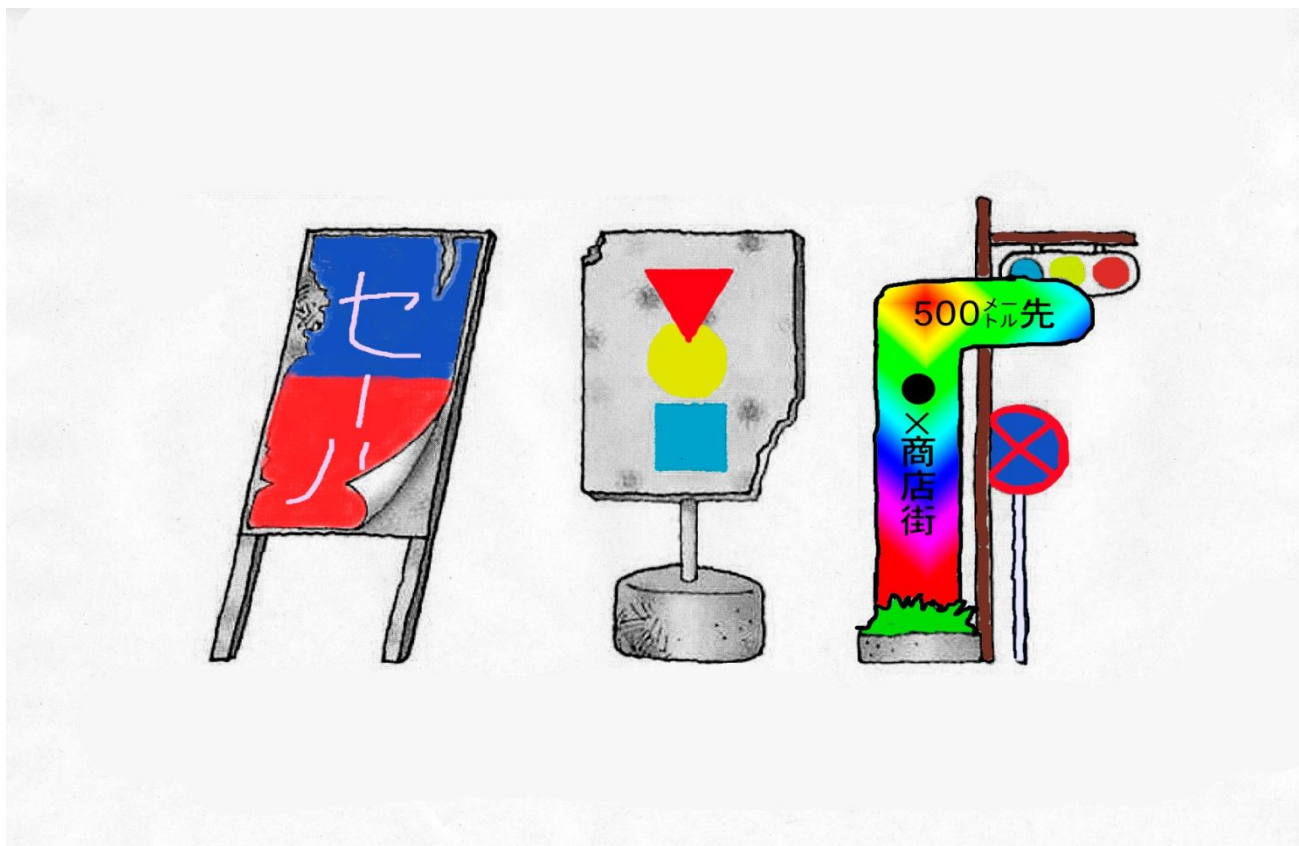
次に掲げる屋外広告物は、表示や設置が禁止されています。

- ◆ 著しく汚染し、退色または塗料等がはく離しているもの
- ◆ 著しく破損し、腐朽し、腐食または老朽化したもの
- ◆ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ◆ 信号機、道路標識や道路工事用標識等に類似し、またはこれらの効果を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ◆ 地色に彩度15以上の色を使用したもの
- ◆ 蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの（保安上使用するものは除く）

【解説】

表示や設置が禁止されている屋外広告物を定めています。

これらの屋外広告物は、景観を損ねるだけでなく、公衆に対して危害を及ぼすおそれがあります。



禁止地域

良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危害防止のため、諏訪市内の特定の地域や場所では屋外広告物の表示や設置を禁止します。

次に掲げる地域または場所を屋外広告物の禁止地域とします。

- ◆ 都市計画法の規定により定められた用途地域による禁止地域
 - ・ 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域

- ◆ 展望系禁止地域
 - ・ 高速道路の両側各500m以内
 - ・ 諏訪湖畔側全域
 - ・ ヨットハーバー入口から岡谷市境までの諏訪湖畔に沿う道路の市街地側50m以内

- ◆ その他市長が特に必要と認めて指定する地域や場所
※現在、特に定めていません

【解説】

禁止地域内では、原則として広告物を表示や設置できません。

禁止地域であっても適用除外規定があり、事業所などの敷地内に表示や設置する自己用広告物や市長の許可を受けた案内板等については、一定の基準内であれば表示や設置をすることができます。

◆ 次の屋外広告物は、禁止地域内であっても表示や設置をすることができます。

- (1) 国または地方公共団体が表示し、または設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (2) 自己の事業所などに表示する1敷地内の総表示面積10㎡以下の自己用広告物
- (3) 祭典その他慣例上使用するもの
- (4) 一時的又は仮設的なもの
- (5) 営利を目的としないもの
- (6) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とするもので、市長の許可を受けたもの
- (7) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、または設置するもの

許可地域

次に掲げる地域又は場所を屋外広告物の許可地域とします。

- ◆ 都市計画法の規定により定められた用途地域による許可地域
 - ・ 第2種中高層住居専用地域
- ◆ 展望系許可地域
 - ・ 中央本線の四賀から小和田に向かって左側400m以内、右側100m以内
 - ・ 高速道路の両側各500m～1,000m以内
 - ・ 一般国道20号の両側各30m以内
 - ・ 県道（岡谷茅野線、諏訪辰野線、神宮寺諏訪線、諏訪湖四賀線）の一部の区間の両側各30m以内
 - ・ 市道（横湾線、新川線、並木通り線、本丸線、湖岸線、23255号線、23258号線）の一部の区間の両側各30m以内
- ◆ 景観重点整備地区
 - ・ 上諏訪駅周辺地区
 - ・ 諏訪湖畔地区
 - ・ 諏訪大社上社周辺地区

【解説】

許可地域では、禁止地域とは違い、表示・設置許可基準に適合した屋外広告物は自己用広告物以外でも表示・設置することができます。ただし、表示・設置しようとする場合は、市長の許可を受けなければなりません。

許可地域においても適用除外規定があり、小規模の自己用広告物や一時的又は仮設的な広告物等については、一定の基準内であれば市長の許可なく表示・設置することができます。

◆ 次の屋外広告物は、許可地域内であっても市長の許可なく表示・設置が可能です

- (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- (3) 国又は地方公共団体が掲出する、公益上必要と認められるもの
- (4) 自己の事業所などに表示する一定規模以下の自己用広告物（1敷地内の総表示面積15㎡以下）
- (5) 祭典その他慣例上使用するもの
- (6) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- (7) 営利を目的としない一定基準内のもの

許可申請・許可地域許可基準

許可申請

禁止地域における例外許可や許可地域において一定規模以上の屋外広告物を表示、設置し、改造する場合は市長の許可が必要となり、設置表示面積等に応じた手数料を納めていただくこととなります。（諏訪市手数料徴収条例）

また、許可を受けた屋外広告物も、3年ごとに許可の更新が必要となります。

【 許可地域許可基準 】

| 区 分 | | 基 準 | | |
|--------------|-------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 許可地域全域 | 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)若しくは長野県立自然公園条例(昭和 35 年長野県条例第 22 号)に規定する自然公園の区域又は諏訪市自然環境保全条例(昭和 49 年諏訪市条例第 17 号)に規定する自然環境保全地域 | |
| 1 敷地内の総表示面積 | | 200 平方メートル以下 | 当該許可地域の基準のほか、次に掲げるもの | |
| 建築物を利用した広告物等 | 屋上広告物 | 本体の高さ | 13 メートル以下 | |
| | | 建築物の高さに対する本体の高さの割合 | 建築物の高さの 10 分の 6 以下 | |
| | | その他 | 建築物から横にはみ出さないこと。 | |
| | 壁面広告物 | 表示面積 | 合計が広告物を表示する壁面の面積の 10 分の 4 以下 | 1 地色の彩度 8 以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオンサイン その他これらに類するもの |
| | | その他 | 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。 | |
| | 袖看板 | 下端の高さ | 道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5 メートル以上 | |
| | | 壁面からの出幅 | 1.5 メートル以下 | |
| | | 道路上の出幅 | 1.0 メートル以下 | |
| | | その他 | 壁面の上端を越えないこと。 | |

| | | | |
|--------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 地上に設置する 広告物等 | 高さ | 13メートル以下 | |
| | 表示面積 | 合計 50 平方メートル以下であつて、かつ、1 の面が 30 平方メートル以下 | |
| | その他 | <p>1 自己用広告物であつて、光源を用いる広告物等については、動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するものを使用する部分の面積が 30 平方メートル以下で、1 の面が 15 平方メートル以下であること。</p> <p>2 自己用広告物以外の広告物等は、動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するものを使用しないこと。</p> | |
| そ の 他 の 広 告 物 等 | 広告幕 | 表示面積 | 30 平方メートル以下 |
| | アドバルーン | 大きさ | 幅 1.5 メートル以下、縦 13 メートル以下 |
| | | 地上からの高さ | 気球上端まで 40 メートル以下 |
| | はり紙、はり札等 | 表示面積 | 1.0 平方メートル以下 |
| | | その他 | 同一のものを 2 枚以上続けて張り付け、又はつり下げないこと。 |
| | 広告旗 | 大きさ | 幅 0.6 メートル以下、縦 1.8 メートル以下 |
| | | 地上からの高さ | 上端まで 3.0 メートル以下 |
| | 立看板等 | 表示面積 | 合計 2.0 平方メートル以下であつて、かつ、片面が 1.0 平方メートル以下 |
| | | 地上からの高さ | 上端まで 2.0 メートル以下 |
| | つり下げ看板 | 表示面積 | 合計 40 平方メートル以下 |
| | | 下端の高さ | 道路から 4.7 メートル以上。ただし、歩道の場合にあつては、2.5 メートル以上 |

屋外広告物許可手数料

| 屋外広告物許可手数料 | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 広告板類 広告塔類 広告幕類 立看板類 アーチ類 | 面積が 2 平方メートル未満のもの | 1 基につき 800 円 |
| | 面積が 2 平方メートル以上 5 平方メートル未満のもの | 1 基につき 1,300 円 |
| | 面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの | 1 基につき 2,100 円 |
| | 面積が 10 平方メートル以上 15 平方メートル以下のもの | 1 基につき 4,100 円 |
| | 面積が 15 平方メートルを超えるもの | 1 基につき 4,100 円に 15 平方メートルを超える 5 平方メートルまでごとに 800 円を加えた額 |
| 特殊装置のもの (ネオンサイン、イルミネーション等) | 面積が 5 平方メートル未満のもの | 1 基につき 1,500 円 |
| | 面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの | 1 基につき 2,300 円 |
| | 面積が 10 平方メートル以上 15 平方メートル以下のもの | 1 基につき 4,500 円 |
| | 面積が 15 平方メートルを超えるもの | 1 基につき 4,500 円に 15 平方メートルを超える 5 平方メートルまでごとに 800 円を加えた額 |
| アドバルーン | | 1 基につき 3,200 円 |
| はり紙 はり札 | | 10 枚につき 100 円(10 枚未満の端数があるときは、10 枚に切り上げる。) |

屋外広告物住民協定

屋外広告物住民協定とは、行政が屋外広告物の規制を指定するのではなく、その地域に住む市民が一体となって独自にルールやその対象範囲を定めていただき、市に届出をしていただくことで、市長が屋外広告物住民協定地区として認定するものです。

◆住民協定を認定されるには以下のいずれにも該当している必要があります。

- ・0.1ヘクタール以上の土地
- ・30棟以上の建物をその範囲に含む土地
- ・沿道等おおむね100メートル以上にわたる土地
- ・認定を受けようとする、住民協定地区の住民等のおおむね3分の2以上の合意によるものであること

◆住民協定において定める事項は以下のとおりです。

- ・住民協定地区の範囲
- ・広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
- ・住民協定の有効期間
- ・その他住民協定の実施に関する事項

【解説】

この協定は住民の皆さんが主体となって取り組む屋外広告物の協定です。

希望する住民の方の一団はもちろん、区や町内会といった集まりでも結構です。上記の条件に適合していれば屋外広告物住民協定地域として市長が認定いたします。

あくまで地域主体の住民協定ですので、市の規制地域とは違い、罰則等は設けられませんが認定を受けることで、広告物を設置しようとしている者に対して市が指導・助言を行うことができます。

その他

屋外広告業の登録（屋外広告業を営む場合は県の登録が必要です）

平成 18 年の屋外広告物法 及び長野県屋外広告物条例の改正に伴い、長野県内（※長野市を除く）で屋外広告業を営もうとする方は、県に屋外広告業の登録申請をしていただき、登録を受けていただく必要があります。

なお、屋外広告業とは、広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人をいいます。（元請け、下請けは問いません。）

各営業所を長野県内に有していない場合でも、長野県内で 屋外広告物の表示・設置に関する工事等を行おうとする場合には、登録が必要になります。

詳しくは長野県のホームページをご覧ください。

点検には、規模により資格が必要です。

すべての許可広告物は、3 年毎の許可更新申請時に屋外広告物の点検報告をしていただきます。更に、高さ 4 m を超える屋外広告物については、以下のいずれかの資格を有する者の点検が必要です。点検報告書には、資格名の記入と資格証の写しを添付してください。

【資格者】

- 一級建築士、二級建築士
- 第一種電気工事士、第二種電気工事士
- 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者
- 屋外広告士
- 広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者
- その他、上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

※許可物件以外の屋外広告物については点検義務が生じませんが、屋外広告物条例第 3 条より、設置者または管理者には安全管理義務があります。適切な管理をお願いいたします。